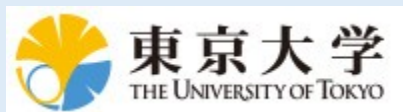


クレジット:

UTokyo Online Education 東京大学朝日講座 2018 金井 利之

ライセンス: 利用者は、本講義資料を、教育的な目的に限って、特に記載のない 限り、クリエイティブ・コモンズ 表示 -非営利-改変禁止 ライセンスの 下で利用することができます。

<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/>



2018年11月7日(水)
16:50~18:35
会場：法文2号館1番大教室

文学部朝日寄付講座
「知の調和」
「居場所」の未来

法学部教授
金井利之
(行政学)

地域／住所／自治体という居場所

1. 二重の意味の地域からの自由

居住・移転などは、国内空間においては、原則として無拘束
もつとも、禁止区域を政府権力は設定している

- 例) 尖閣諸島、北方領土、硫黄島、核害汚染による帰還困難区域
- 例) 公園、道路

居住・移転などは確実に保障されて居らず、あくまで権力関係次第
権力＝財力、法力、実力、知力など

最も典型的には、財力がなければ居住も移転もできない

土地所有権は、土地所有権のない人に、居住禁止区域を設定している
財力がなくても、〈だれかとの紐帯〉によって、居住・移転を獲得できることもある
〈だれかとの紐帯〉を権力が強制しない場合には、誰かの財産権の裁量に依存

2. 地域社会共同体ではない近代自治体

村落共同体では、メンバーの加入・脱退・排斥を決定

近現代的自治体は、メンバーの加入・脱退・排斥を決定してはいけない

開放団体＝自治体は加入したい人を拒めず、排除したい人を拒めない

例) カルト教団信者の住民登録は拒否できない

例) 法的根拠があれば、暴力団排除はできるか？

逆に言えば、自治体は人々に「居場所」を保障しない、ただ居るだけ＝居所・居留地？

近代自治体に居たとしても、地域社会に居場所があるわけではない

村落共同体→近現代の地域社会(町内会)

→無縁社会 排除する権力もないが居場所も提供しない

市場経済／サードセクターからの様々な権力＝サービスによって居場所が提供される
こともあれば、排除されることもある

3. 擬制共同体としての自治体？

あたかも住民が自治体に「属する」として、自治体という共同体のメンバーを擬制
擬制されたメンバーが、選挙権を有する形で、自治体を統制する主人公と位置づけ

自治体と住民の関係は、「移動」ではなく「異動」

住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更

「異動」とは、通常、役所のなかでの部課という「所属」を変更すること

住民にとって市町村とは部下に相当、役所全体に相当とするのは日本国

その意味では、擬制共同体は国民国家＝日本であって、自治体は共同体ではない？

選挙権者は住民の全てではない、外国籍住民を排除

そもそも、2008年までは、住民基本台帳における住民から外国人住民を排除してきた

国民のなかに自治体住民があるという、同心円入れ子構造の発想が存在した

現在では、外国人も住民に位置づけられ、国民のなかに住民は収まらない

【参考】

日本国憲法第93条② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の
の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

地方自治法第10条① 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを
包括する都道府県の住民とする。

地方自治法第10条② 住民は、法律の定めるところにより、**その属する普通地方公
共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う**

地方自治法第11条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めると
ころにより、**その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。**

住民基本台帳法第1条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）におい
て、**住民の居住関係**の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の
基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関
する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民
基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団
体の行政の合理化に資することを目的とする。

住民基本台帳法第2条 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世
帯主の変更及びこれらに伴う**住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位
の変更**に関する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村の執
行機関に対する届出その他の行為（次条第三項及び第二十一条において「住民とし
ての地位の変更に関する届出」と総称する。）がすべて一の行為により行われ、か
つ、住民に関する事務の処理がすべて住民基本台帳に基づいて行われるように、法
制上その他必要な措置を講じなければならない。

4. 住所と住民

擬制共同体としての自治体は、メンバーの取捨選択・加入脱退排除を差配する
 全ての人を住民として受け入れているわけではない＝「住所」「住民の居住関係」
 住所なき人は住民ではない 「居」ではなく「住」
 さらに言えば、単なる「住人」は「住民」とは違う 「民」と「人」
 民＝被治者、人＝被治者とは限らない
 「住所不定」者を自治体は実質的には排除している
 無宿・浮浪者・路上生活者・ホームレス・行旅(病/死亡)人
 住所はあるがその自治体に住所がない人＝昼間住民・来街者・旅行者・関係人口

住所という居場所がなければ、自治体は人間を所属メンバーから排除できる
 しかし、公法上の住所は、実は定義なし(民法上の住所の定義を否定しただけ)

住所とは人が住めるような建物＝「家屋敷」「住居」「住宅」「家」「不動産」
 住所とは生活の本拠として生活ができる人間活動体＝「世帯」「家計」「家族」「家」
 いわゆる複数人間からなる家制度/家族が想定されているともいえるが、単身世帯
 も可能なので、家制度/家族とは限らない
 結果的には、居住生活用不動産の所有権または利用権が住所＝有産者自治体
 例)ホテルの一室でも住所とすることはできる 宿泊代を払っているから
 居場所としての住居を前提として、住所・住民が設定される、住居第一主義
 住所があれば居場所があることになる、という発想
 「引きもこり」主義、独居老人孤独死主義、民事不介入・DV放置主義

【参考】

住民基本台帳法第4条 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第10条第1項
 に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。
 地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括
 する都道府県の住民とする。

5. 住民と住人

「民」とは、「民百姓」「民草」「臣民」というように、被治者を指す
 被治者は通常は多人数(「衆」)なので、「民衆」であることが普通
 とはいえ、被治者(「民」)にもならない多人数が、「大衆」「群衆」

住人は、事実として住んでいるものの、自治体から見て正当な被治者＝住民ではない
 居住実態はあるので、単なる居留・滞在・訪問・滞留・避難・不法占拠ではない
 住人には、自治体から見て、居場所は保障されていない
 逆に言えば、住人として互いに認め合うことは、住人同士で居場所を相互承認している
 住民は支配権力との関係での地位、住民は支配権力から自由な認識
 例)火事で住人と見られる〇〇さんの行方が不明になっていると報道

6. 自治体の政策による住所・居場所の差配

住所は居住生活用不動産の所有権・利用権なので、基本的には民間市場経済の産物
行政の政策・サービスによって、住民の不動産所有利用に影響を与えることは可能
特定の政策を採用することは、特定の住民を吸引し、特定の住民を排除する

いわゆる「足による投票」神話

住民が居住地を選択することによって、あたかも投票をするかのごとく、自治体
の政策が住民の選好に合致するように、自治体の政策を住民が市場的に統制

しかし、論理的には逆も成り立つ

自治体の政策によって、その政策に合致する人間が吸引され、合致しない人間が
排除される

いわゆる「福祉磁石」論はその一つである

震災復興 公共事業・大規模事業を展開するしかない→土建関係者が集まる

= 「土建磁石」

原発事故帰還政策 放射線量が高い→放射線を不感者が集まり、敏感者は避難

= 「放射線磁石」

結局、住民の居場所を左右するのは、市場経済原理を除けば、自治体の政策であり、
自治体の政策に影響を与える国の政策？

非市場的・非政府的な人間関係も影響 家族、地域社会、サードセクター

但し、広域長期避難の場合には、地域社会が作用することはなく、市場経済も崩壊
しているので、結果的に政策主導になる(家族は多少影響)

7. グループワークのテーマ

住むと言うことはいったい何なのか

住むことは地域社会や自治体にとって、何か意味があるのか

住居と言うが、住むと居るとは、住処・住所と居場所とは、何が同じで何が違うのか

住民とは何なのか、住民に居場所はあるのか、居場所はあるべきなのか

了